

民主青年新聞

●ホームページ www.dylj.or.jp ●Eメール minsin@dylj.or.jp

見どころ

止まらぬ円安・物価高 原因を直視した対策を(3面)
「オンラインゲーム」との付き合い方を考える(6、7面)
原発の再稼働・新增設へと突き進む政治の転換を(10、11面)

バリアフリーは「権利」

▶①点字ブロックがない横断歩道(豊島区池袋駅前)と②点字ブロックがある横断歩道(港区三田駅前) ③段差にはステップが設けられているが勾配が急な上、間口が狭い構造(港区三田駅前) ④歩道の境目に設けられた緩やかな段差(港区三田駅前) ※いずれも記者撮影



「エスカレーターの表示が分かりづらい」「ホームドアが無いので転落しそうで危ない」——生活を送る上でのこうした障壁(バリア)をなくすことを「バリアフリー」と言います。私たちが安心して暮らすためには、どのようなことが政治に求められているのでしょうか。今回は身体障害を持つ人が感じているバリアに注目して、1面では、バリアフリーのまちづくりにとくむ当事者の市橋博さんのお話を、2面では駅のホームドア設置を進める日本共産党東京都議会議員と聴覚障害を持つ青年のお話を紹介します。(関連2面、文中は一部仮名、栗山さつき記者)

誰もが安心して暮らせる街を

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長 市橋博さん

障害者のためのまちづくりの運動は、1970年代初頭に始まりました。「車いすで電車に乗れない」「店に入れない」「街を安全に歩きたい」という「バリア」の問題があります。私たちは、「行動できる範囲を広げよう」と、障害を持つ当事者としてこの状況を変えるために運動にとりくんできました。この運動を「生活圏拡大運動」と呼んでいました。

こうした運動を進める中で、国の法制化、地方自治体の条例制定がされるようになりました。94年「ハートビル法」、2000年「交通バリアフリー法」、それが統合され06年「バリアフリー新法」になりました。95年には「東京都福祉のまちづくり条例」など、地方自治体でも条例が制定されるようになりました。この間、「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」などがくり返し中央交渉などを行った成果です。

しかし、まだまだ不十分なところはたくさんあります。身体に障害を持つ人たちは街に出かけたり、移動したり、施設を利用するにはいくつものバリアがあります。

例えば、障害を持たない人は自分の好きなタイミングで乗りたい電車に乗車し、好きなタイミングで下車します。乗り換えも自由に行うことができます。しかし、一部の障害を持つ人たちは、あらかじめ「この日にこの駅から乗ります」と言う予約の電話をしなくてははいけません。自分のタイミングで好きな時に乗れない事が当たり前になっています。また、映画館やスタジアムではたい

い車いす用の座席は一カ所に固めて設置されています。自分の好きな時に好きな場所で鑑賞や観戦することも難しい状態です。そういう状態が当たり前のようになっています。

また、視聴覚障害者の人たちは、特にホームドア設置運動に力を入れています。東京都内の駅のホームドアの設置状況は48%にすぎません(2020年度末時点)。そのため、駅を利用するたびに「落ちるのではないかと怖い思いをしています。

一方で、昨年行われた東京オリンピック・パラリンピックでは、競技場とその周辺について「国際パラリンピック基準」という新しい視点を持ち込まれました。

例えば、「車いす利用者向けの席を全観客席の0.75%設けなければいけない」「各層に散らさなければならぬ」「車いす利用者向けの席は前の人立ち上がっても見えるようにしなければならぬ」というものです。まだまだ日本では少ない視点ですが、こうした視点を今後のまちづくりに生かしていけるのではないかと考えています。

そして今、「生活圏拡大」から一歩進んで、バリアフリーは障害を持つ人たちも、そうでない人たちと同じように行動を自由に行うための「権利」として捉えることが大切だと考えています。

日本でもバリアフリー法が改善されていく中、06年には国連で「障害者権利条約」が採択され、2008年に発効しました。日本も2014年に批准しています。この条約第19条(a)には「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及

びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とあります。まさに、「生活圏拡大」から「生活権保障」へと前進していることがよく分かります。

世界では「バリアフリー」といった単にバリアを取り除くだけではなく、最初からバリアがない施設を造る「ユニバーサルデザイン」という発想もあり、日本ではその両方を進めていくことが求められています。

バリアフリーは障害を持つ人たちだけのためのものではありません。例えば、駅に設置されているエレベーターの広さが以前に比べて広くなりましたが、これは車いすを利用する障害者だけのためのものではありません。ベビーカーを利用する方や高齢者の方にとっても利用しやすい設備になりました。

障害を持つ人たちにとってやさしい街は、誰にとってもやさしい、安心して暮らせる街になります。そうすることで誰もが安心して暮らせる街になります。安心して暮らすということは私たちの権利です。皆さんもぜひ、普段利用している店などで、「もし車いすの友人が施設を利用するならば、どのような部分に不便があるか」という視点で考えてみてください。一人ひとりがそうしたことを考えることで、もっと身近にバリアフリーを感じられるきっかけになります。